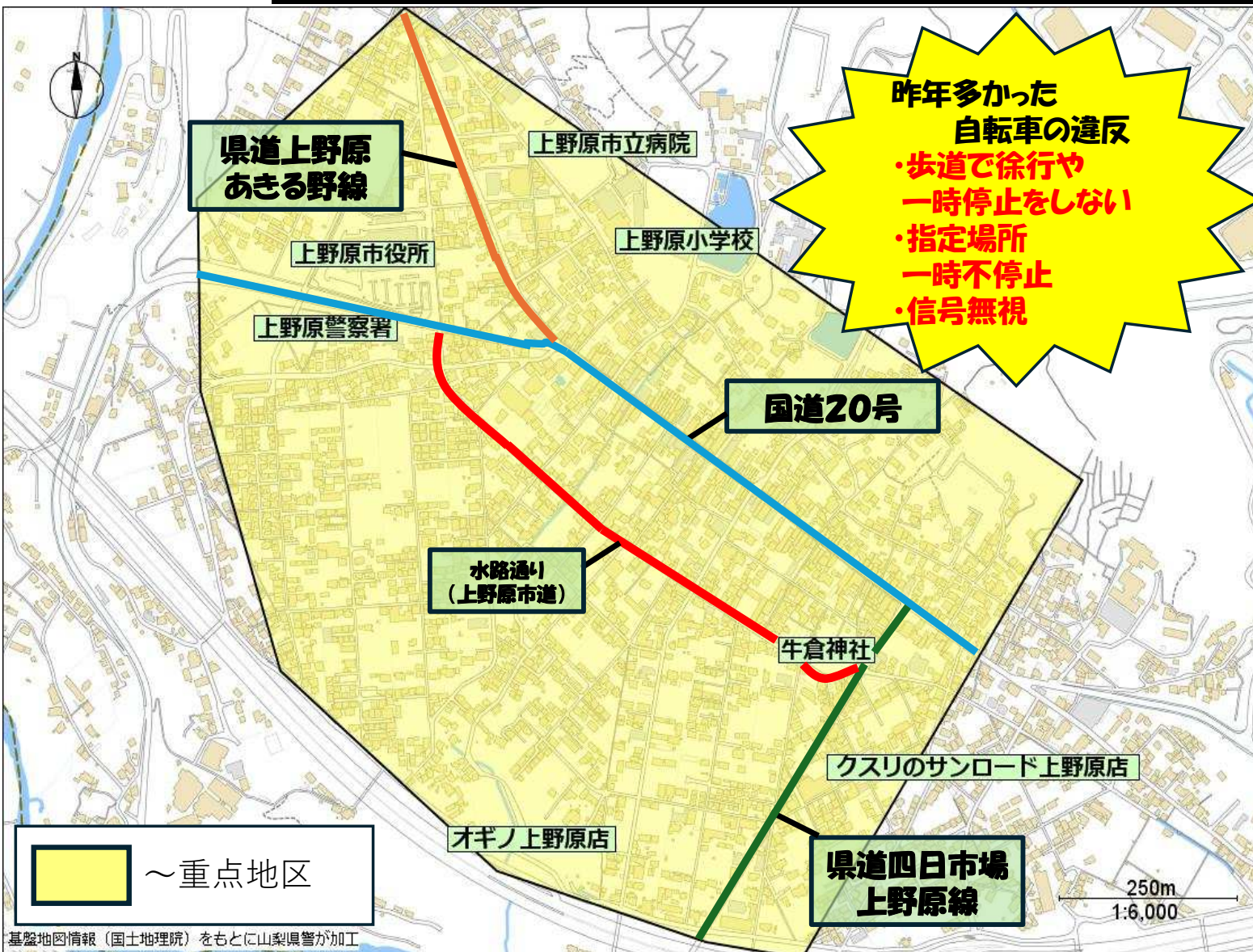


# 自転車指導啓発重点地区(上野原警察署)

令和8年3月



昨年多かった  
自転車の違反

- ・歩道で徐行や一時停止をしない
- ・指定場所一時不停止
- ・信号無視

過去5年間の自転車関連の交通事故は**69件**発生しました。  
その内、**41件**が上野原地内で発生！  
また、**上野原地内での自転車関連交通事故の半数以上が重点地区内で発生しています。**

## 自転車に乗るときの注意事項

- ① 歩道は歩行者優先**  
→自転車が通行できる歩道でも、車道寄りをすぐに止まれるスピードで走行し、歩行者が立ち止まったり、避けなければならない時は一時停止をしましょう。
- ② 信号や標識はきちんと守る**  
→自転車でも信号や標識には必ず従ってください！  
赤信号や一時停止標識がある交差点では必ず止まる！  
安全確認も忘れずに！
- ③ ながら運転は禁止**  
→スマートフォンを見ながら、電話しながら、イヤホンで音楽を聴きながら…等の「ながら運転」は危険！

令和8年4月1日から、自転車乗車中に一定の交通違反をした16歳以上の方を対象に**反則通告制度(青切符)**が開始されます。  
交通ルールを守って、安全に自転車へ乗りましょう。

黄色い箱 ~重点地区

基盤地図情報(国土地理院)をもとに山梨県警が加工